|  |
| --- |
| 統一７の2 |

掛　金　収　納　書

|  |
| --- |
|  掛金収納書（下請業者が自ら証紙を購入した場合の掛金収納書を含む。）を下記に添付すること。 |

　注１　元請業者は、下請業者の要する共済証紙分を含めて購入し、その掛金収納書を添付する。

　注２　下請業者が自ら証紙を購入する場合については、下請業者に建設業退職金共済証紙購入状況　　　 報告書により計算した額の共済証紙を購入するよう指導し、その掛金収納書を添付する。